



危険物安全週間

6月4日(日)～6月10日(土)までの危険物安全週間の期間中、危険物施設の立入検査が行われ事故防止の徹底と保安に対する意識の強化を図りました。

みなさんも家庭にある危険物を取り扱う場合には十分注意してください。



みなさんの家の住宅用火災警報器は大丈夫ですか？

新築住宅は平成18年6月1日、既存住宅については平成20年5月31日から設置の義務化が適用されています。古くなった住宅用火災警報器は電子部品の寿命や電池切れなどで火災を感知しなくなることがありますので日頃のお手入れを忘れずをお願いします。設置する場所にあっては基本的に「寝室」となっていますが、1階の他に2階の部屋も寝室として使用のご家庭には「2階の寝室」と「階段（踊り場）」に設置しなければなりません。

また、青森県内においても火災が多く発生していますが、設置していた住宅用火災警報器が作動し住民が避難して命が助かった例があります。万が一に備え、尊い命や財産を守るためにも住宅用火災警報器を設置しましょう。



下北広域消防救助技術競技会

6月16日(金)、むつ消防署訓練施設で下北広域消防救助技術競技会が開催され、佐井消防分署はロープブリッジ渡過訓練と引揚救助訓練に出場しました。ロープブリッジ渡過訓練では1位となり、7月4日(火)に青森県消防学校で開催される県大会への出場を決めました。